

多量排出事業者の処理計画書および実施状況報告書の作成について

1 対象事業者

(1) 滋賀県内における前年度の

- ①産業廃棄物の発生量が 1,000 t 以上
または
- ②特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上

である事業場を設置している事業者[※]は、本年度の処理計画書を作成し、6月30日までに提出してください。

※建設業の場合、滋賀県内の現場を統括的に管理する支店等ごとに処理計画書を作成してください。

【参考】

「発生量」とは、前年の4月から本年3月までに事業場内で発生した産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処理前の合計量であり、自社処理を行っている産業廃棄物についても、その処理前の量で把握してください。

また、産業廃棄物および特別管理産業廃棄物は、それぞれ別に積算してください。

(2) 処理計画書を提出した事業者は、計画年度の次年度の6月30日までに実施状況報告書を提出してください。

計画年度における産業廃棄物の実発生量が1,000 t 未満（特別管理産業廃棄物の場合は50 t 未満）の場合でも、提出していただく必要があります。

廃棄物処理法の改正に伴い、平成23年度から、対象事業者であるにも関わらず、処理計画書や実施状況報告書を提出しなかった場合や虚偽の記載をして提出した場合について、20万円以下の過料に処する罰則が設けられました。

2 提出書類

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
処理計画書	産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の八)	特別管理産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の十三)
実施状況報告書	産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の九)	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の十四)

※ 平成29年度に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、電子マニフェストの使用の一部義務化に伴い、多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画および特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式が改正されました。

※ 様式は、滋賀県のホームページからダウンロードしてください。

(滋賀県 HP 様式ページ：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/300212.html>)

3 提出方法

次の(1)(2)のいずれの方法でも提出できますが、(1)の電子ファイルによる提出に御協力ください。いずれの場合においても、提出書類はインターネットにより公表しますので、押印せずに提出してください。

(1) 電子ファイルによる提出

①電子ファイルの種類

Excel：拡張子は最新のバージョン(.xlsx)で提出してください。

※ データ処理の関係上、Excelでの提出について御協力をお願いします。

※ 様式を一枚ずつに分けずに、計画書または報告書ごとに一つのデータファイルとしてください。

※ 報告書と計画書は別々のデータファイルにして送付してください。

②ファイル名

・[事業年度][事業者名]多量計画書(または多量報告書)

・[事業年度][事業者名]多量計画書(特管)(または多量報告書(特管))

例) 令和6年度に、令和5年度の実施状況報告書を提出する場合
 ⇒ R5 (株)〇〇 △△事業所 多量報告書
 令和6年度に、令和6年度の処理計画書を提出する場合
 ⇒ R6 (株)〇〇 △△事業所 多量計画書

③提出方法(次の(a)~(c)のいずれかの方法)

(a) 電子メールによる送付

※メールタイトルは「多量排出事業者(株)〇〇 △△事業所」とし、本文には必ず担当者名と連絡先を記入してください。

(b) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」による送付

(大津市に提出する場合は利用できません)

「しがネット受付サービス」とは…

自動的に通知を行うので誤送信のおそれがなく、事業者は申請フォームに従って入力するだけなので、計画書等の提出をスムーズに行うことができます。

《利用方法》

① 滋賀県のホームページから「滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > 廃棄物 > 申請書一覧(環境・自然) > 【多量排出事業者】産業廃棄物処理計画書および実施状況報告書 > 問い合わせ・提出先はこちらから」の「しがネット受付サービス(各環境事務所提出用)のページへ」をクリックします。

② 各種ログイン方法もしくはページ下部「Graffer アカウントを作成する」でアカウントを作成しログインします。

③ 申請フォームに沿って申請者情報を入力し、計画書等を提出してください。

④ 「申請受付通知」メールが届けば提出完了です。

(c) 電子ファイルを記録したCD-R、DVD-Rのどちらかの郵送または窓口へ持参

※提出されたCD-R等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください

(2) 紙の書類による提出

郵送または窓口への持参により提出してください。また、各書類1部ずつ提出してください。

(受領印が必要な場合は、返信用封筒を同封の上、2部ずつ提出してください。)

※紙で提出した場合も Excel データでのメール送付にご協力ください。

4 提出先

(1) 製造業等の場合 (建設業の場合は(2)をご覧ください。)

事業場の所在地	提出先	住所/電話番号/ E-mail
大津市	大津市 産業廃棄物対策課	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL:077-528-2062 E-mail: otsu1710@city.otsu.lg.jp
草津市、守山市、 栗東市、野洲市	滋賀県 南部環境事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75 TEL:077-567-5456 E-mail: de40@pref.shiga.lg.jp
甲賀市、湖南市	滋賀県 甲賀環境事務所	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 TEL:0748-63-6133 E-mail: de41@pref.shiga.lg.jp
近江八幡市、東近江市、 日野町、竜王町	滋賀県 東近江環境事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 TEL:0748-22-7759 E-mail: de42@pref.shiga.lg.jp
彦根市、愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町	滋賀県 湖東環境事務所	〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL:0749-27-2255 E-mail: de43@pref.shiga.lg.jp
長浜市、米原市	滋賀県 湖北環境事務所	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 TEL:0749-65-6653 E-mail: de44@pref.shiga.lg.jp
高島市	滋賀県 高島環境事務所	〒520-1621 高島市今津町今津1758 TEL:0740-22-6066 E-mail: de45@pref.shiga.lg.jp

(2) 建設業の場合 (詳しい事例は別紙をご覧ください。)

作業所(現場) の発生量	支店等 の所在地	提出先	住所/電話番号/ E-mail
大津市での産業廃棄物 の発生量が1000 t以上		大津市 産業廃棄物対策課	〒520-8575 大津市御陵町3-1 TEL:077-528-2062 E-mail: otsu1710@city.otsu.lg.jp
大津市以外の県内での 産業廃棄物の発生量が 1000 t以上	県外、 大津市	滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-3472 E-mail: df00530@pref.shiga.lg.jp
	大津市以外 の県内	滋賀県 各環境事務所	上記(1)の製造業の場合を参照

5 提出書類の公表

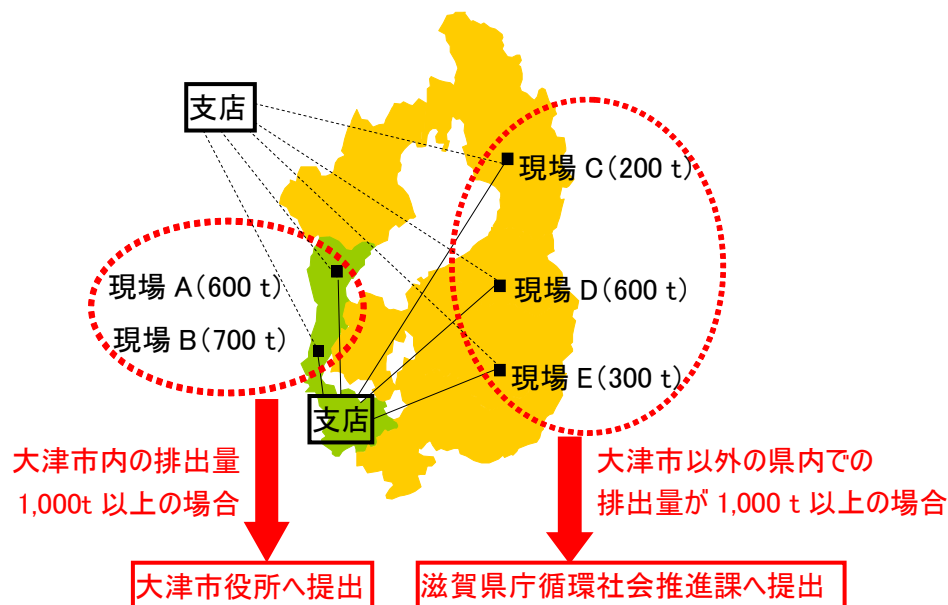
提出されました処理計画書および実施状況報告書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の7の規定に基づきインターネットの利用により公表されます。

提出された書類は PDF 化した後、ホームページにて、公表いたします。

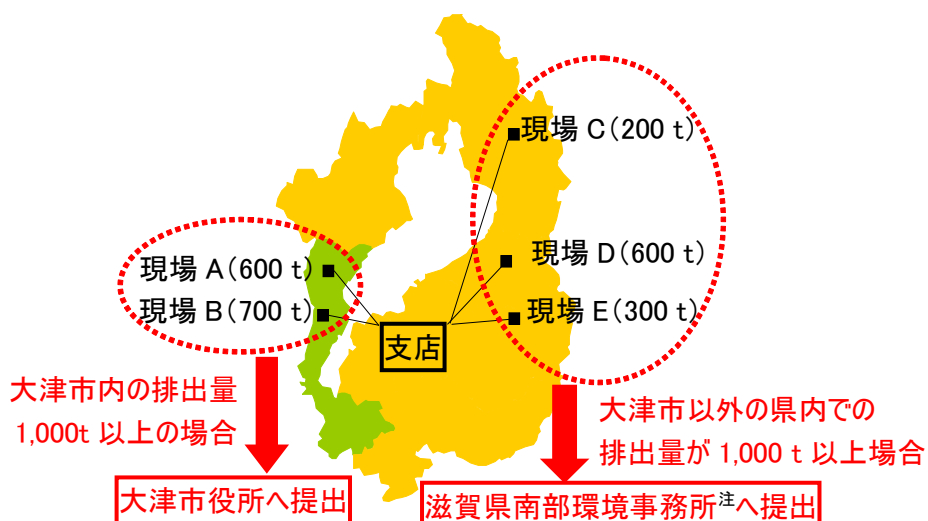
建設業の場合の処理計画書・実施状況報告書の作成単位および提出先について

- 平成 21 年 4 月 1 日に、大津市が中核市に移行したことに伴い、大津市区域（下図の緑色）と大津市を除く滋賀県全域（下図の黄色）、それぞれの区域における年間の排出量実績により、提出の必要性の有無が決まります。
- 提出の必要性の有無・提出先については、以下の例を参考にしてください。

※計画書等を作成する支店が、県外または大津市にある場合。



※計画書等を作成する支店が、守山市(滋賀県南部環境事務所が管轄)にある場合。



注：支店が所在する市町を管轄する各環境事務所へ提出してください

【建設事業者の提出先の確認フローについて】

確認事項				提出先	
確認① 廃棄物は大津市で発生したのか	はい→	→	→	大津市	
	確認② 支店の所在地は滋賀県内か	いいえ→ (大津市以外の県内)	はい→	大津市 →	滋賀県庁
				草津市、栗東市、 守山市、野洲市 →	南部環境事務所
				甲賀市、湖南市 →	甲賀環境事務所
				近江八幡市、東近江市、 日野町、竜王町 →	東近江環境事務所
				彦根市、愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町 →	湖東環境事務所
				長浜市、米原市 →	湖北環境事務所
				高島市 →	高島環境事務所
いいえ→	→	→	滋賀県庁		

※それぞれの区域(大津市と大津市以外の県内)における年間の排出量実績により、提出の必要性の有無が決まります。